行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	情報公開・法務課	整理番号	1-1
処分の種類	公益法人に対する必要な措置の命令				
根拠法令条例 等·条項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第28条第3項				
処分の概要		べき旨の勧告を受 ときの必要な措置の		正当な理由なく、・	その勧告に係る措
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	【参考】公益社団 第二十八条 行政庁 由がある場合には、当 3 行政庁は、第一項	規定において言い 去人及び公益財団 は、公益法人に対し、共 質の勧告を受けた公益 に対し、その勧告に係る	法人の認定等に関 、次条第二項各号のし 明限を定めて、必要な対 法人が、正当な理由が	関する法律第28条例 いずれかに該当すると 昔置をとるべき旨の勧修 がなく、その勧告に係る	疑うに足りる相当な理 きをすることができる。
基準の制定根拠	_				